

令和6年度の茨城県地方協議会における取組

○茨城労働局の取組

茨城労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自動車運転者の時間外労働の上限規制

R 6 年 3 月 31 日まで

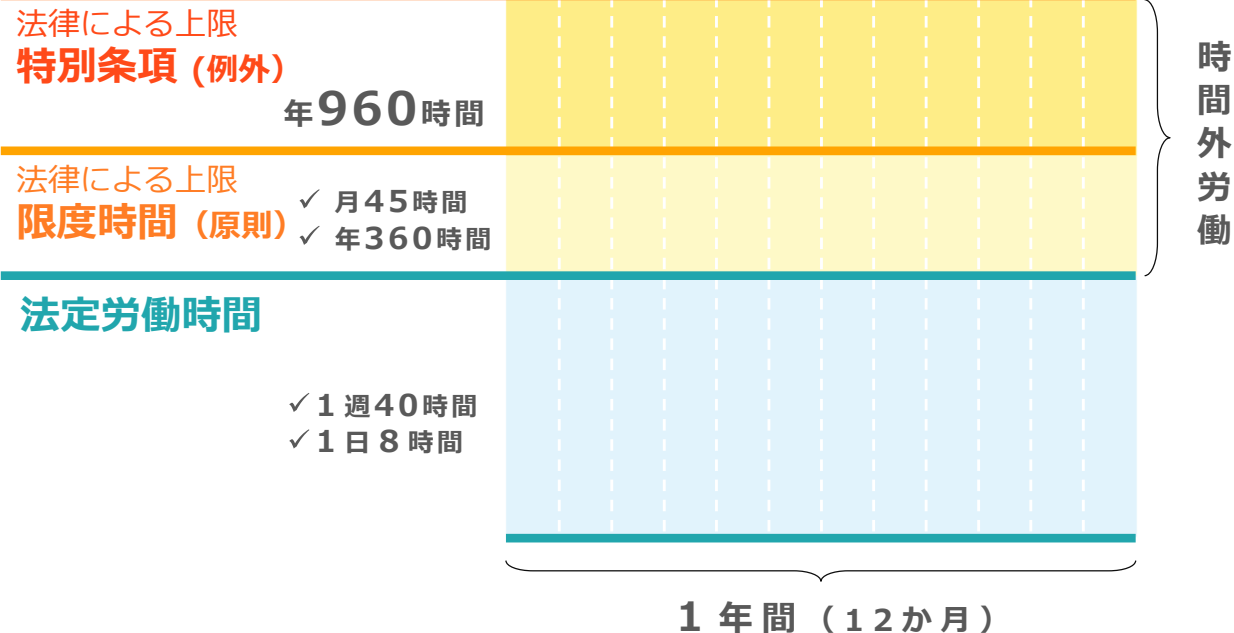
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



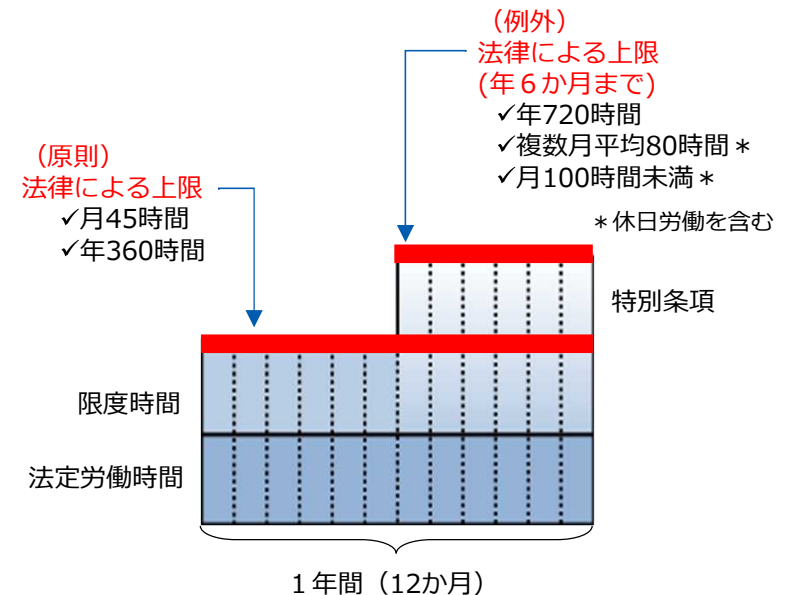
R 6 年 4 月 1 日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

自動車運転者の時間外労働の上限規制



(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



改善基準告示の改正内容について



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年の
拘束時間

3,516時間以内

原 則：**3,300**時間以内
例外（※1）：**3,400**時間以内

1か月の
拘束時間

293時間以内
労使協定により、年6か月まで
320時間まで延長可

原 則：**284**時間以内
例外（※1）：**310**時間以内（年6か月まで）

1日の
休息期間

継続**8**時間以上

原則：**継続11時間与えるよう努めることを基本とし、
9時間を下回らない**

例外：
宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間
を与える

運転時間

2日平均1日当たり
9時間以内
2週平均1週当たり
44時間以内

2日平均1日当たり **9**時間以内
2週平均1週当たり **44**時間以内

連続
運転時間

4時間以内
運転の中断は、
1回連続10分以上、
合計30分以上

4時間以内
運転の中断時には、原則として休憩を与える
（1回**おおむね**連続10分以上、合計30分以上）
例外：
**SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、
4時間30分まで延長可**

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

- ① 284時間超は連続3か月まで。
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の
走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における
休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。



監督指導の実施・改善事例①

立入調査で把握した事実

- ① トラック運送を主に行う事業場（労働者数約10人）において、各種情報により、長時間労働が疑われたため立入調査を実施した。
- ② 人手不足と長距離運送の頻度が高かったため、36協定で定めた上限時間（月80時間）を超える、**最長で1か月当たり110時間の違法な時間外・休日労働が認められた。**
- ③ また、当該労働者以外の労働者にも、**最長124時間の違法な時間外・休日労働が認められた。**
- ④ これらから、「自動車運転手の労働時間等の改善のための基準」に定める1か月の拘束時間が最長の**320時間を超え**、同様に1日の拘束時間の最大**16時間、休息期間、休日労働の回数**についても違反していたことが認められた。
- ⑤ 賃金について、時間外・深夜割増賃金の一部に不足が生じていた。

労働基準監督署の指導

◆違法な時間外・休日労働を行わせていたこと

- ・ 36協定の月の上限時間を超えて時間外労働を行わせていることについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆自動車運転手の労働時間等の改善のための基準に違反していたこと

- ・ 月の総拘束時間、1日の拘束時間、休息時間、休日労働の上限が自動車運転手の改善基準に違反していたため、是正勧告（改善基準第4条第1項第1号、第2号、第3号、第5項違反）

長時間労働の是正の取組

◆時間外・休日労働時間数は最長でも月60時間程度に減少

監督指導の実施・改善事例②

立入調査で把握した事実

- ① トラック運送を行う事業場（労働者約20人）に対し、各種情報から長時間労働が疑われたことから立入調査を行った。
- ② 主に荷下ろしのための待ち時間が長くなることにより、36協定で定めた上限時間（月45時間）を超え、最長で1か月当たり**最長で160時間の違法な時間外・休日労働**が認められた。
- ③ 「自動車運転手の労働時間等の改善のための基準」に定める1か月の拘束時間293時間を超えて最大360時間、同様に1日の拘束時間16時間を超えて労働させ、休息時間についても継続8時間以上取得させていない日が認められた。

労働基準監督署の指導

◆違法な時間外・休日労働を行わせていたこと

- ・ 36協定の上限時間を超えて労働させていることについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 時間外労働・休日労働を1か月当たり45時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施するよう指導

◆自動車運転手の労働時間等の改善のための基準に違反していたこと

- ・ 1か月の拘束時間が293時間を超え、1日の最大拘束時間が1か月に16時間を超えていたことについて是正勧告（改善基準第4条第1項第1号、第2号）
- ・ 勤務終了後8時間以上の休息時間を与えていないことについて是正勧告（改善基準第4条第1項第3号）

長時間労働是正の取組

- ・ 長時間労働の短縮のために、荷主企業と短縮のための打合せを行い、運送会社と荷主企業の協働で改善に向けた取り組みを行った。
- ・ 改善基準に違反しない運行計画を組むこととした。

発着荷主等に対する要請の取組①

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

● 荷主特別対策チームの概要

1.トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

2.労働基準監督署が発着荷主等に対して要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。

3.都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。

4.長時間の荷待ちに関する情報を収集

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施。

※URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



発着荷主等に対する要請の取組③

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行っていくため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
 - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）

法律による上限 特別条項（例外）	年960時間	時間外労働
法律による上限 限度時間（原則）	✓月45時間 ✓年360時間	
法定労働時間	✓1週40時間 ✓1日8時間	
1年間（12か月）		

改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

解説動画

この学習テキストの解説は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を新製として作成をしています。



（解説動画）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

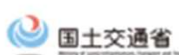
トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（12時間以上延長不可）
① 20時間を超えない範囲で
② 1か月の拘束時間・1日1日の拘束時間が100時間を超えないよう努める。

※2 1週間にわたる運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の長さ距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が在野間以外の場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▶

トラックポータルサイト

「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



令和6年の取組（茨城労働局）

発着荷主等への協力要請

道路貨物運送業の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあり、見直しには発着荷主等（発荷主、着荷主、道路貨物運送業の元請事業者）の理解と協力が必要不可欠であるため、茨城労働局では労働基準監督署のメンバーを含む「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に荷待ち時間の改善などの協力要請、好事例の収集を行う。



茨城県トラック協会の会員事業場へのアンケート結果、説明会でのアンケート結果、国土交通省の待機時間調査等から発着荷主等を選定

令和6年実績：令和6年1月～12月

207事業場

働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2（トラック編）」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



たしかめよう！
わたしたちにできること！

2代目イメージキャラクター
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

荷主の皆さまへのお願い

適切な
日時指定

予約システム
の導入

作業効率化
(パレットの活用など)

←荷待ち時間の削減や荷役作業
の効率化に向けた取組を解説

標準的運賃も周知→

適切な
運賃・料金

「標準的運賃」を参考に
運賃・料金などの見直しを

動画のポイント（知っていただきたいこと）

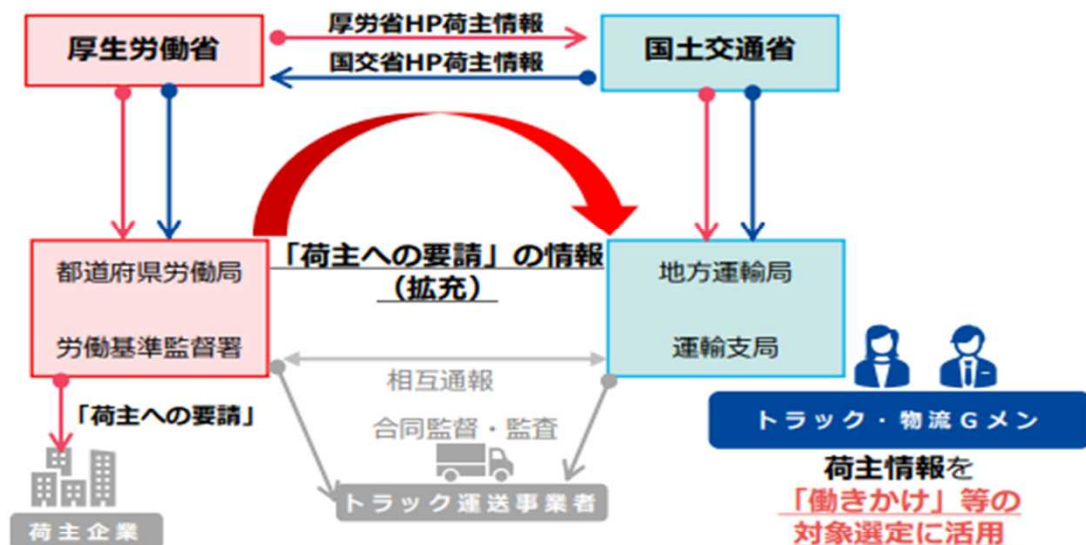
- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

「トラック・物流Gメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



③ 「標準的な運賃」の周知強化

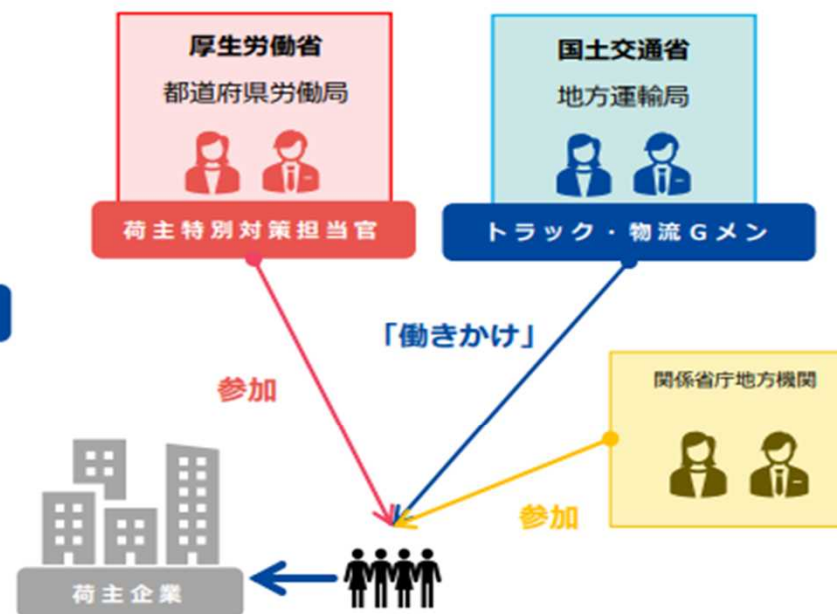
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



労働時間管理適正化指導員の活用

- 労働基準法や改善基準告示等の労働関係法令に詳しい者及びトラック、バス、タクシーの産業事情、経営課題、自動車運転者の労務管理等に詳しい者を「労働時間管理適正化指導員」（※）として選任し、各事業場を個別訪問の上、指導・助言を実施している。
- 業界団体未加入の事業場を個別訪問し、事業主等に対して労働基準関係法令等の周知・相談を実施（平成25年度～）している。
※47都道府県労働局において、3業種（トラック、バス、タクシー）を担当

活動実績

● 事業場への指導・助言 令和6年度（4月～12月）： 8件

⇒ 事業場を個別訪問して面談及び書類の点検等を実施。改善基準告示のほか、労働基準関係法令上必要な書類の整備や健康管理等の問題等について指導・助言を実施している。

● 業界団体未加入事業場への周知・相談 令和6年度（4月～12月）： 16件

⇒ 労務管理のノウハウの蓄積が乏しい等、労働基準関係法令等の周知・相談を要すると考えられる事業場を訪問し、労働基準関係法令及び労務管理上の問題等について周知・相談を実施している。

長時間の荷待ちの改善等の好事例

【事例①】 非鉄金属製造業A社

<取組>

- ✓ フォークリフトにより荷下ろし、積み込みできる専用ターミナルが設け、トラックが複数台重なったとしてもほぼ同時に作業を進めることができるようにすることにより待機時間が生じないように工夫している。

【事例②】 食料品製造業B社

<取組>

- ✓ 中継輸送の実施、構内荷待ち時間の短縮、モーダルシフトの実施。〔1〕納品伝票、〔2〕外装表示、〔3〕パレット・外装サイズ等の物流標準化に取り組んでいる。

【事例③】 住宅設備機器製造業C社

<取組>

- ✓ トラックの荷待ち時間削減のため、運送会社毎に入庫、出庫時刻を定めた計画書を作成し、運用している。入庫から出庫に係る時間の管理等も行ない、恒常的な長時間の荷待ち時間が発生しないように取り組んでいる。

【事例④】 食料品製造業D社

<取組>

- ✓ 運送会社が発着荷主に対して、要望書を提出。着荷主が中心となり、発荷主と運送会社を交え、納品体制の見直しを行い、休息期間が確保できるように取り組んでいる。

説明会の実施

- 令和6年4月から、自動車運転者について適用が猶予されていた罰則付きの時間外労働の上限規制が適用される。時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間となり、臨時的にこれを超えて労働させる必要がある場合であっても、年960時間以内となる。
 - 時間外労働の上限規制にあわせ、「改善基準告示」が改正される。
- これらを踏まえ、労働局・労働基準監督署において道路貨物運送事業者を対象に説明会を実施することにした。



令和6年実績：令和6年1月～12月

20回 389事業場

茨城労働局長と茨城運輸支局長がベストプラクティス企業を訪問

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために過重労働解消に向けた集中的な取り組みを行う「過重労働解消キャンペーン」を実施している。その一環として、澤口茨城労働局長が長時間労働の削減に向けた積極的な取り組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、意見交換を行った。今年度は、道路貨物運送業である筑西市の三共貨物自動車株式会社、長時間労働の削減を始めとする「働き方改革」に積極的な取組を行う着荷主であるつくば市の株式会社カスミの担当者から、両社の取り組み状況を紹介していただいた。当日は、関東運輸局茨城運輸支局長も同席され、活発な意見交換が行われた。

働き方改革の取組

○トラック運送業者による「共同配送」網の構築

三共貨物自動車では、カスミから借り受けた配送センターを各スーパーへの中継拠点として、県内外から搬入されるカスミを含めた各競合量販店の荷を預かって一括保管。

配送センターから各量販店へ地元の運送業者が「共同配送」することで、自社を含めた各ドライバーの拘束時間短縮を実現している。

○若手ドライバーの採用と育成

軽自動車による配送を導入し、若者を中心に新規ドライバーを積極的に採用。その後の中型、大型ドライバーの育成につなげている。

○女性ドライバーの積極的採用

女性が働きやすい時間帯の勤務形態を設定し、女性ドライバーを積極的に採用している。

○障害のある労働者の積極的雇用

配送センターの主力の社員として障害のある労働者を積極的に雇用している。



三共貨物自動車株式会社の担当者から働き方改革の取組について説明を受けている状況



株式会社カスミの担当者から働き方改革の取組について説明を受けている状況



配送センター内での荷さばきの説明を受けている状況

来年度の茨城労働局の取組

- 自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のため、改正後の改善基準告示の遵守徹底を図っていく。
- 長時間労働の要因には、取引慣行等の事業主の努力だけでは改善が困難なものもあることから、労働基準監督署（荷主特別対策チーム）による取引慣行の見直しに向け発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者に対する要請等の取組を実施する。
- いずれの事業場も発着荷主になり得ることから、関係団体や関係行政機関と連携し、実施する説明会等で恒常的な荷待ちの改善について要請を行う。
- 労働時間管理適正化指導員による荷待ち時間の改善に向けた発着荷主等への支援、道路貨物運送事業者への個別訪問による労務管理のアドバイスを実施する。